

## 「夏の生活スタイル変革」に関する次官級連絡会議

### 議事概要

平成27年4月24日(金)

12:33 ~ 12:49

官邸4階大会議室

#### ○ 加藤内閣官房副長官御挨拶

- ・ 「夏の生活スタイル変革」については、各府省において積極的に取り組んでいただいているほか、民間企業、地方公務員への働きかけを順次、実施していただいております。現状について、この後、厚生労働省、総務省、内閣府から御報告いただきたい。
- ・ 民間企業・団体に働きかける際には、この運動は働き方を見直す契機であると同時に、業務効率化や生産性の向上等、企業経営にとってもプラスとなることを踏まえて対応していただきたい。一つの決まったパターンがあるわけではないので、今、申し上げた趣旨に沿って、各企業や業界の実情に応じた取組を実施していただきたい。
- ・ 国家公務員についても、朝型勤務を契機とした業務効率化について、本格的に取り組む必要がある。諸外国の政府では、皆、夕方5時頃退庁し、6時頃には誰もいなくなっており、それぞれ生活をエンジョイしているという話を聞く。なぜ、日本ではそれが実現できないのか。無駄な仕事や非効率な仕事の進め方により、結果として、早く帰れないのではないのか。また、定時に帰るという意識も希薄なのではないのか。今回の朝型勤務・早期退庁を契機に、思い切って業務を見直し、意識も変えることにより、先進国の中でも際立って長い霞が関の国家公務員の労働時間を大幅に短縮し、世界一効率的な政府をつくってもらいたい。
- ・ そのためには、トップが本気であることを示すことが必要。政務の方々と事務次官には、自ら率先して定時退庁を行うとともに、そうした雰囲気を作り出していくためにも、庁舎の各フロアを巡回するなど、主体的に職員の早期退庁を促してもらいたい。
- ・ また、業務を思い切って効率化してもらいたい。具体的には、期間中に行われる会計検査院の実地検査については、原則として16時15分までに終了するよう、協力をお願いしたい。概算要求関連調書や機構・定員要求資料についても、例年8月末の期限を延長するとともに、資料を思い切って見直していただきたい。
- ・ さらに、既存作業・調査との重複を回避する観点から、各府省が多数の府省に作業や調査を依頼する場合には、事前に内閣官房副長官補室に依頼内容を登録してもらいたい。内閣官房副長官補室は、必要に応じて調整を行う。
- ・ これら以外にも、無駄な業務や今の時代にふさわしくない仕事の進め方も多々あるのではないのか。今回を契機として、各府省においても、事務次官が自ら先頭に立って、大胆に業務を見直してもらいたい。

#### ○ 世耕内閣官房副長官御挨拶

- ・ 「夏の生活スタイル変革」については、「単に勤務時間を朝にシフトするだけでは

ないか」という批判や、「朝早く出勤しても、結局、夜まで働かされるのではないか」との誤解がある。この運動は、明るい夕方うちに仕事を終わらせ、長時間労働を抑制する働き方改革が大きな目的である。ただし、それだけではない。

- ・ 「夏の生活スタイルの変革」により、夕方に自由に活動できる時間が増え「悠々と」した時間が生まれる、友人と会える、遊ぶ時間が増える、家族と過ごす優しい時間ができるなど生活を豊かにしていくことができるものと考えている。
- ・ 「夏の生活スタイルの変革」の真の意味を御理解いただき、国民運動として盛り上げていくためには、ネーミングが非常に重要。「夏の生活スタイルの変革」では、なかなか理解が得られない。「クールビズ」に負けないネーミングを考える必要がある。
- ・ 夕方に自由に使える時間ができるということから考えると、この運動は、「ゆうやけ時間活動推進の運動」である。これを短縮して「夏の生活スタイル変革」の愛称を「ゆう活」としたいと思う。
- ・ 「活」は「活動」や「婚活」の「活」であるが、「ゆう活」の「ゆう」は「ゆうやけ」「夕方」という意味に加え、「悠々とした時間」「友人と会える」「遊ぶ時間が増えるの『ゆう』」「家族と過ごす優しい時間の『優しい』の『ゆう』」など、様々な意味を込めているので、あえてひらがなで書くこととした。
- ・ 日本では、夜型の生活を送る人が多く、一日の平均睡眠時間はアメリカより53分も短く、先進国で睡眠時間ももっとも短い「寝不足民族」である。朝日とともに起きて働き、夕方からはゆったり過ごして早く寝るという健康的な生活に戻ろうという視点も「ゆう活」では重要である。
- ・ 「ゆう活」のロゴマークも作成するので、各府省におかれては、この「ゆう活」に込められた思いを職員や民間企業・団体、地方自治体にしっかり周知していただきたい。

- 議題「夏の生活スタイル変革に向けた取組」について、村木厚生労働事務次官、大石総務事務次官及び松山内閣府事務次官からそれぞれ説明。

以 上